

障害福祉関係給付制度のご案内

制度名	内容	基準等級	手当額(月額)
特別児童扶養手当	身体や精神、知的に中程度以上の障がいのある20歳未満のお子さまを家庭で監護している父親もしくは母親、または養育者に対して手当を支給する制度です。	1級該当児童とは	(対象児童1人につき) 52,500円
		<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳2級以上 療育手帳A判定 精神保健福祉手帳1級以上に相当する状態です。 	
障害児福祉手当	身体や精神、知的に重度の障がいがあり、日常生活で常に介護を必要とする20歳未満の障がいのあるお子さまに対して手当を支給する制度です。	2級該当児童とは	(対象児童1人につき) 34,970円
		<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳3級 療育手帳B判定 精神保健福祉手帳2級以上に相当する状態です。 	
特別障害者手当	身体や精神、知的に著しく重度の障がいがある2つ以上あてはまる状態であり、日常生活で常に特別の介護を必要とする20歳以上の障がいのある方に対して手当を支給する制度です。	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳2級以上 療育手帳A1 精神保健福祉手帳1級以上相当の障がい複数あてはまる状態、または上記の障がい1つあり、中程度相当の障がい複数あてはまる状態です。 	27,350円

※これらの手当は、所得制限や受給資格要件がありますので、支給されない場合があります。

※給付の額は令和2年4月以降の額です。給付の額は、毎年改定されます。

※提出された診断書により認定を行うため、障害者手帳の基準等級と必ずしも一致するとは限りませんのでご注意ください。詳しくは住民福祉課 福祉係までご相談ください。

〈問い合わせ〉住民福祉課 福祉係 TEL(67) 2702

熊本地震の経験を活かそう 暮らしのなかの防災セミナー

平成28年熊本地震の発生から今年で4年。道路や住まい、生活の復旧・復興に向けた長い道のりを進んでいくなかでも、日頃の防災意識だけは置き去りにせず、自分にできる備えを心がけていきましょう。

■開催日 4月11日(土)

■場所 モンベル南阿蘇店

※詳細は決まり次第お知らせします。



昨年の防災セミナーの様子

〈問い合わせ〉総務課 防災・消防係 TEL(67) 1111